

式見地区コミュニティ連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、式見地区コミュニティ連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、地域住民や団体の参画と協働の推進を図りながら、自主的、自立的に地域課題の解決に向けた活動を行うこと及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 式見地区の課題解決に関する事業
- (2) 式見地区の地域コミュニティの活性化に関する事業
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 協議会の構成員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 別表に掲げる自治会等地域の各種団体
- (2) 本会の趣旨に賛同し参加を希望する個人及び団体等

(区域)

第5条 協議会の活動範囲は、式見地区連合自治会の区域とする。

(事務所及び事務局)

第6条 協議会の事務所は、式見地区ふれあいセンター（式見町 357 番地）内に置く。

2 協議会の事務局を事務所内に置き、事務局長は会長が委嘱し、協議会の事務を処理する。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 会計（事務局長兼務） | 1名 |
| (4) 監事 | 2名 |
| (5) 理事 | 若干名 |

2 役員は、別表に掲げる構成団体等の代表者の互選により選任し、会長、副会長、監事は、それぞれの役員の互選により選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、（会長があらかじめ指名した順序によって）副会長がその職務を代行する。

3 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

4 監事は、協議会の会計監査を行い、これを役員会議に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員はその任期が満了した後において、後任者が就任するまでその職務を行う。

(役員会)

第10条 役員会は、役員をもって構成する決議機関で、毎年1回開催する定期役員会議のほか、会長が必要と認めた場合又は役員会構成員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時役員会議を開催する。

2 役員会議は、会長が招集し、議長となる。

3 役員会議は、過半数の出席により成立する。

4 議事は、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、規約の改廃に関する事項は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

5 役員会議は、次の事項を評議決定する。

(1) まちづくり計画の策定・変更に関する事。

(2) 事業計画および事業報告に関する事。

(3) 予算の決定および決算の承認に関する事。

(4) 役員選任に関する事。

(5) 規約の制定及び改廃に関する事。

(6) その他、協議会の運営に関する事。

(役員会議の議事録)

第11条 役員会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

(役員会議及び議事録の公開)

第12条 式見地区の住民は、役員会議を傍聴することができる。

2 式見地区の住民が、役員会議の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

(部会)

第13条 協議会には、まちづくり計画を実行していくために必要な部会を置くことができる。

2 部会員は、別表に掲げる構成団体から選任された者及び部会活動に希望する者で構成する。

- 3 部会には部会長及び部会事務局を置き、部会員の互選により選任する。また必要に応じて副部会長を置くことができる。
- 4 部会は部会長が招集し、部会長は各部会の運営にあたる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐する。
- 6 部会事務局は、各部会の事務を処理し、協議会の事務局と連携を図る。
- 7 部会はまちづくり計画に基づく事業を実施する。
- 8 部会長、部会事務局及び副部会長の任期は、役員の任期に準ずる。

(事業計画および予算)

第14条 協議会の事業計画および予算は、役員会議の議決を経なければならない。

(事業報告、決算および監査)

第15条 協議会の事業報告書、収支決算書等の決算に関する書類は、会計年度終了後、速やかに作成し、監事の監査を受け、役員会議の議決を経なければならない。

(経費)

第16条 協議会の経費は、交付金、負担金、寄付金及びその他の収入を持って充てる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備及び公開)

第18条 協議会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 式見地区の住民が事項の帳簿の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会議に諮り別に定める。

附則

1. 規約は、平成30年3月30日から施行する。

別表

式見地区連合自治会	式見地区連合自治会体育部
式見町里自治会	式見町荒毛自治会
式見町上方自治会	式見町下中自治会
式見町下浜自治会	園田町自治会
四杖町田舎自治会	四杖町中通自治会
四杖町鼻崎自治会	松崎自治会
見崎自治会	相川自治会
相川町中尾自治会	下向自治会
式見上中自治会	向自治会
式見地区民生委員児童委員協議会	式見地区老人クラブ連合会
式見地区青少年育成協議会	長崎市社会福祉協議会式見支部
式見地区文化協会	式見小学校 PTA
式見中学校 PTA	式見小学校
式見中学校	長崎市消防団式見地区本部
交通安全母の会「すみれクラブ」	稲佐地区交通安全協会式見支部
式見地区ふれあいセンター運営委員会	式見 21 世紀を考える会
式見地区婦人防火クラブ	少年消防クラブ
式見保育園	式見郵便局
小江原・式見地域包括支援センター	社会福祉法人 神楽会 いこいの園
社会福祉法人 福陽会 小規模多機能介護センター オーシャン	

ダイヤランドまちづくり連絡協議会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は「ダイヤランドまちづくり連絡協議会」と称し、事務局を「ダイヤランドふれあいセンター」内に置く。
- 第 2 条 1 本会はダイヤランドで活動する諸機関・団体等の代表者、公的役職者及び本会が委嘱する若干名の住民の委員で構成する。
2 本会は委員選出母体の機関又は団体等の運営方針および会則を尊重することとする。
- 第 3 条 本会はダイヤランドに居住する住民が安全で安心して住めるまちづくりを目的として活動する。

第 2 章 事 業

- 第 4 条 本会は前条の目的を遂行するために「ダイヤランド連合自治会」と連携をとりながら次の事業を行う。
- 1 情報交換および事業に対する支援協力
 - 2 本会主催（共催・後援）による事業開催
 - 3 行政等からの要請事業への協力及び陳情事項の取りまとめ
 - 4、住民が安全で安心して住めるまちづくり活動の推進
 - 5、その他関連事業

第 3 章 役 員

- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
- 1、会 長 1名
 - 2、副 会 長 5名
 - 3、事務局 長 1名
 - 4、会 計 1名
 - 5、会計監査 2名
- 第 6 条 会長は本会を代表し、各委員の連絡調整ならびに会務を執行する。
- 第 7 条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 第 8 条 事務局長は本会の庶務に当る。
- 第 9 条 会計は本会の会計事務に当る。
- 第 10 条 会計監査は会計を監査する。
- 第 11 条 役員を選出は次による。
- 1、会長及び事務局長、会計、会計監査は本協議会の設立者である連合自治会で選出し委員会で承認を得るものとする。
 - 2、副会長は地域内の各自治会長が務めるものとする。
 - 3、本会に若干名の顧問を置くものとする。
 - 4、会長は必要により住民の中から若干名の委員を委嘱することができる。
 - 5、会長は事務局長の意見を聴取し若干の事務局員を選任することができる。
- 第 12 条 役員任期は2年間とし再任を妨げない。また、委員の任期は出身母体の代表として本会の委員に登録されている期間とし、公的役職者はその任務が終了する期間または本人の辞任の申し出による。また、委嘱委員等は個人の申し出、または会長の指示があるまでとする。
- 第 13 条 役員及び委員の任期途中で交代による新任者の任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 議

- 第 14 条 1 会長は必要と認めるとき役員会を召集する。この場合、役員とは第 5 条の役員を指すが会計監査は除く。

- 2 役員会は会長が議長を務める。
- 3、会長は必要により役員会に役員以外の各部長及び顧問の出席を求めることができる。

第15条

- 1 委員会は年4回開催し会長が召集するが、必要に応じて会長は臨時に召集して委員会を開催することができる。
- 2 委員会は第2条による委員で構成するが、委員が委任した代理出席者を認めるものとする。この場合、賛否権の行使も認めることできることとする。
- 3 委員会は会長が議長を務める。
- 4 事務局長は会議の準備及び議事を記録し保管しなければならない。
- 5、事務局には若干の事務局員を置き、事務局長の補佐に当たる。
- 6 委員会の成立はその構成員の過半数とする。
- 7、決議は出席委員による多数決で決し、同数の場合は議長の採決により決定する。
- 8、各部会の開催は必要により部長が招集する。この会には必要により会長、事務局長、会計も参加することができるものとする。

第16条

次の事項は委員会の議決を得なければならない。

- 1 役員の変更
- 2 予算、決算、会則の改廃およびその他の重要事項に関する事項。

第5章 部会

第17条

- 1、本会に次の6部会を設け、協議会委員を各部に配するものとする。
 - ① 「防災部」・・・住民が自然災害（地震、台風等）や火災等から身を守るための日常生活や具体的な対処について学習するための企画や活動の運営を行う。
 - ② 「防犯部」・・・この町で犯罪に遭わない、作らないことを住民が共有し、活動するための場を設定し、防犯の輪を広げるための企画や活動の運営を行う。
 - ③ 「交流部」・・・安全・安心の町づくりの基本は「住む人の心のふれあいと支え合い」であることを住民が共有し、実践化を進めるための場や機会を作ることを推進する。
 - ④ 「整美部」・・・整備された町からは犯罪は生まれない。町の美化と好ましい環境を作ることへの住民の共有と実践化を促すための企画・運営を行う。
 - ⑤ 「広報部」・・・住民にまちづくり活動の情報を知らせるとともに、まちづくりに対する関心を高め、参加と実践の意欲を高めるための広報啓発の企画・運営を行う。
- 2、各部の部員の配置は年度初めに事務局での成案をもとに役員会の同意を得て決定するものとする。なお、各部に担当の副会長を配し、その部の企画運営について指導、助言を行う。
- 3、各部では副会長を除く委員の中から部長及び副部長を選出する。また、部長は会長の招集があった場合には役員会に出席するものとする。なお、部長はその部で決定した事項については役員会で報告をし、決裁を受けることとする。
- 4、会長、会計、事務局長は広報部に所属するが、必要により他の部会に参加することができるものとする。
- 5、1項の5部会以外に、まちづくり活動のための「研修部」を設け、各種の研修機会を企画し、会員の関心・意識の高揚を図るとともに、リーダーの資質向上を期する。なお、当部の企画運営は「役員会」が当たるものとする。

第 6 章 会 計

第18条

- 1 本会の経費は各自治会の負担金ならびに補助金・寄付金をもって充てる。
- 2 各自治会の拠出金は各自治会の世帯数に応じて負担するものとし、負担金は年会費として50円に世帯数を乗じた金額とする。
- 3、会費は毎年度当初に徴収するものとする。
- 4、当協議会の職務に関する会議等への出席に要する交通費等の支出は次の通りとする。
 - ① バス等の公共交通機関を利用する場合は、自宅の最寄りのバス停から目的地最寄りのバス停間の往復運賃の実費とする。
 - ② 会員の自家用車を利用する場合は次の通りとする。
 - ・燃料費として当該車両の使用者に対して1回につき500円を支給。
 - ・有料駐車場を使用した場合はその実費を支給。
 - ・有料道路を使用した場合はその実費を支給。
 - ・会員の自家用車に同乗して移動した会員への交通費等の支給はしない。
 - ③ 他機関会議等から委嘱された委員として参加する会議等への参加に要する交通費支給は上記①によるものとする。なお、旅費等の支給がある会議等の場合は該当しない。
- 5、慶弔金については次の通りとする。
 - ① 会長（または代理の者）が協議会を代表して地域外団体等からの招待による行事等に参加し、祝い金の支出を生じる場合は5,000円の祝い金を支出する。なお、会費制の場合はその会費の金額を支出するものとする。
 - ② 香典等の弔慰金は本人に限り5,000円の香典を支出する。

第19条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 付 則

第20条

「ダイヤランド安全・安心交流センター」の管理運営に関する規約等については別途定める。（契約者は「ダイヤランド連合自治会」及び「ダイヤランドまちづくり連絡協議会」であるが、主契約者は連合自治会とする）

第21条

「自主防犯パトロール」（青色回転灯装備車による活動）について、その活動に関する組織、規約等については別途定める。なお、組織は当協議会の委員および一般住民で編成する。

第22条

「防犯パレード」及び「ふれあいウォーキング」「防犯・防災研修会」「環境・整美部事業」については、ダイヤランド連合自治会との共催事業とし、各部会は具体的に事業の企画・運営を行うものとする。また、団地内の「老人クラブ交流会」は、本協議会の委員である各老人クラブ会長で組織する実行委員会が企画及び運営を行い経費等は協議会とは別会計とする。

第23条

- 1、本会則は平成15年5月27日より施行する。
- 2、平成19年8月29日、一部改正。
- 3、平成21年6月 1日、一部改正。
- 4、平成22年5月31日、一部改正。
- 5、平成26年5月22日、一部改正。
- 6、平成27年5月26日、一部改正。
- 7、平成28年5月24日、一部改正
- 8、平成29年5月23日 一部改正

土井首地区コミュニティ協議会会則

- (名称) 第1条 この会は、土井首地区コミュニティ協議会(以下「本会」という。)と称する。
- (目的) 第2条 本会は、土井首地区において地域活動を行う団体(以下、「地域団体」という。)が、互いの活動内容や地域の課題などの情報を共有し、連携して、地域住民が安全安心で暮らしやすいまちづくりを進めることを目的とする。
- (事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1)地域全体の課題を解決するための方策を検討すること
(2)地域団体の相互理解と連携を図り、それぞれの事業が効果的・効率的に実施できるよう調整すること
(3)長崎市との協定に基づき、まちづくりの拠点として、ふれあいセンターの管理運営を行うこと
(4)その他の関連事業
- (区域) 第4条 本会の対象とする区域は、基本的に長崎市土井首地域センターの所管区域と同じとする。
- (事務所) 第5条 本会の事務所は、長崎市土井首合同庁舎(長崎市柳田町45番地3)内に置く。
- (組織) 第6条 本会は、別表1の地域団体の代表者等を委員として構成する。
- (委員の任期) 第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2 委員に欠員が生じた時は、すみやかに後任を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。
- (役員) 第8条 本会に、次の役員を置く。
(1)会長 1名
(2)副会長 2名
(3)事務局長 1名
(4)監事 2名
2 前項の役員は、監事を除き、委員の中から互選により選出する。
3 監事は、土井首地区自治連合会の監事をもって充てる。
- (役員の任期) 第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2 役員に欠員が生じた時は、すみやかに、後任を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。
- (役員の任務) 第10条 会長は、会務を総理し本会を代表する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
3 事務局長は、会長の命を受け、本会の事務及び会計を掌る。
4 監事は、年1回以上、事業及び会計の監査を行い、その結果を本会に報告する。
- (会議の招集等) 第11条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集するものとする。
2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
3 総会の議長は、委員の中から互選により選出する。
4 役員会の議長は、会長が務めるものとする。
- (総会の議決事項) 第12条 総会は、委員全員により構成し、次に掲げる事項を審議する。
1 事業計画に関する事項
2 予算・決算に関する事項
3 会則の改正に関する事項
4 役員の選任に関する事項
5 その他役員会から諮問された事項
- (総会の成立と議決) 第13条 総会は全委員の3分の2以上の出席をもって成立し、会議の議決は出席者の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- (役員会の構成) 第14条 役員会は、会長、副会長、事務局長をもって組織する。
2 会長は、必要に応じて、委員を役員会に出席させることができる。
- (役員会の招集) 第15条 役員会は、会長が必要と認められた時招集する。
- (役員会の審議事項) 第16条 役員会は、定例会及び臨時会に付託する事項を審議する。
- (役員会の議事) 第17条 役員会の議事は、出席者の合議による。
- (専門部会) 第18条 会長は、第3条各号に掲げる事項について、専門的継続的に協議又は調整を行うため、総会での承認を得て、専門部会を置くことができる。
2 専門部会は、会長が指名する委員及び部会長が指名する部会員をもって構成し、部会長及び副部会長を置く。
3 部会長は会長が指名し、副部会長は部会長が指名する。

- (実行委員会) 第19条 会長は、イベント等の事業を行うため、総会での承認を得て、実行委員会を置くことができる。
- 2 実行委員会は、会長が指名する委員及び趣旨に賛同する団体並びに地区内住民をもって構成し、委員長、副委員長を置く。
- 3 委員長は会長が指名し、副委員長は委員長が指名する。
- (会計年度) 第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- (経費) 第21条 本会の経費は、委託料、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- (委任) 第22条 この会則の改正は、定例会又は臨時会の議決を要する。
- 2 この会則に定めるもののほか本会の運営について必要な事項は、会長が定例会又は臨時会に諮って定める。

附 則

- (施行期日) 1 この会則は、平成29年3月18日から施行する。
- (委員の任期に関する経過措置) 2 第7条第1項及び第9条第1項の規定にかかわらず、最初に選任される委員及び役員の任期は、平成31年3月31日までとする。

附 則(平成29年11月21日)

この会則は、平成29年11月21日から施行する。

附 則(平成30年3月16日)

この会則は、平成30年3月16日から施行する。

別表1

1	土井首地区内各自治会
2	土井首老人クラブ連合会
3	社会福祉協議会土井首支部
4	土井首地区民生委員児童委員協議会
5	土井首中学校区青少年育成協議会
6	土井首中学校PTA
7	土井首小学校育友会
8	土井首小学校おやじの会
9	南陽小学校育友会
10	南陽ファザーズ
11	土井首中学校
12	土井首小学校
13	南陽小学校
14	土井首地区ふれあいセンター利用者代表(学習グループ)
15	土井首地区保護司会
16	土井首地区教育振興会
17	南部市民センター
18	土井首地区消防団
19	土井首地区婦人防火クラブ
20	三和町ふるさとづくり委員会
21	長崎市食生活改善推進協議会
22	土井首地区獵友会
23	長崎市スポーツ推進委員(土井首地区)
24	長崎県交通安全協会江川支部
25	長崎県交通安全協会土井首地区支部
26	長崎県少年補導員連絡協議会
27	長崎市少年補導委員協議会
28	長崎市土井首地域包括支援センター
29	長崎記念病院
30	ケアハウス リエゾン長崎
31	喜楽苑

第1条 第18条に定める専門部会は別表2のとおりとする。

別表2

名 称	役 割
総務部会	総会議案に関する事、事業計画の進捗管理及び変更、専門部会・実行委員会活動の調整、その他役員会から付託された事項の審議
自然を活かしたふるさとづくり部会	自然環境、産業振興に関する事
元気で安心な暮らしづくり部会	生活、安全安心に関する事
次世代へつながる人づくり部会	子ども、後継者の育成に関する事
ふれあいセンター運営部会	ふれあいセンターの運営に関する事

第2条 第19条に定める実行委員会は別表3のとおりとする。

別表3

みんなでつながる“どいのくび祭り”実行委員会
どいのくび健康マラソン大会実行委員会

深堀地区コミュニティ協議会規約

(名称)

第1条 この会は、深堀地区コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、地域住民や団体の参画と協働の推進を図りながら、自主的、自立的に地域課題の解決に向けた活動を行うこと及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 深堀地区の課題解決に関する事業
- (2) 深堀地区の地域コミュニティの活性化に関する事業
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 協議会の構成員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 別表に掲げる自治会等地域の各種団体等
- (2) 本会の趣旨に賛同し参加を希望する個人及び団体等

(区域)

第5条 協議会の活動範囲は、深堀中学校区とする。

(事務所及び事務局)

第6条 協議会の事務所は、深堀地区連合自治会事務所内に置く。

2 協議会の事務局を事務所内に置く。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 事務局員 若干名

2 役員は、別表に掲げる構成団体等に属する者（以下「代表者」という。）の互選により選任し、会長、副会長、会計、監事、事務局長、事務局員は、それぞれの役員の互選により選任する。

3 選任された役員は、総会において承認するものとする。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、(会長があらかじめ指名した順序によって)副会長がその職務を代行する。
- 3 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 4 監事は、協議会の会計監査を行い、これを総会に報告する。
- 5 事務局長は、事務局員を統括する。
- 6 事務局員は、協議会の運営事務にあたる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期が満了した後において、後任者が就任するまでその職務を行う。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会及び事務局会議とし、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、過半数の出席により成立する。
- 3 議事は、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、規約の改廃に関する事項は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(会議議事録)

第11条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

(会議及び議事録の公開)

第12条 構成員は、会議を傍聴することができる。ただし、会長が認める場合は、この限りではない。

- 2 構成員が、会議の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。ただし、会長が認める場合は、構成員以外の者についても閲覧させることができる。

(総会)

第13条 総会は、別表に定める代表者をもって構成する最高の議決機関で、毎年1回

開催する定期総会のほか、会長が必要と認めた場合又は総会構成員の3分の1以上の請求があった場合には、すみやかに臨時総会を開催しなければならない。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画および事業報告に関すること。
- (2) 予算の決定および決算の承認に関すること。
- (3) 役員の選任に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他、協議会の運営に関すること。

(事務局会議)

第14条 事務局会議は、監事を除く役員をもって組織し、原則毎月（または会長が必要と認める都度）開催し、次の事項を審議する。

- (1) 総会等の審議事項の検討
- (2) 事業計画の進捗管理
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(事業計画および予算)

第15条 協議会の事業計画および予算は、総会の議決を経なければならない。

(事業報告、決算および監査)

第16条 協議会の事業報告書、収支決算書等の決算に関する書類は、会計年度終了後、速やかに作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(経費)

第17条 協議会の経費は、交付金、負担金、寄付金及びその他の収入を持って充てる。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備及び公開)

第19条 協議会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 構成員が事項の帳簿の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。ただし、会長が認める場合は、構成員以外の者についても閲覧させることができる。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が事務局会議に諮り別に定める。

附則

1. 規約は、平成30年2月16日から施行する。

別表(第4条第1号)

団体名
深堀地区連合自治会
長崎市社会福祉協議会深堀支部
深堀地区老人クラブ連合会
深堀ペーロン協会
深堀地区消防団
深堀婦人会
深堀地区民生委員児童委員協議会
深堀校区少年補導員深幸会
深堀小学校
深堀小学校育友会
深堀中学校
深堀中学校 PTA
深堀中学校区青少年育成協議会
深堀小学校区子どもを守るネットワーク
深堀地区ふれあいセンター運営委員会
長崎市深堀・香焼地域包括支援センター
深堀地区内ボランティア団体

茂木コミュニティ連絡協議会規約

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、茂木コミュニティ連絡協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、地域住民や団体が連携し、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 茂木校区における地域コミュニティの活性化を推進する事業
- (2) その他、本会の目的を達成するために必要な事業に関すること

第二章 構成員

(構成員)

第4条 本会の構成員（以下「本会構成員」という。）は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 茂木校区内に居住する全ての者
- (2) 本会の趣旨に賛同し参加を希望する個人及び団体のうち、第19条に定める委員会が承認した者

第三章 役員

(種別及び定数)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

(役員を選任等)

第6条 会長及び副会長は、第19条に定める委員会における互選とする。

2 監事は委員以外から選任し、総会での承認を得て決定する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

3 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員はその任期が満了した後において、後任者が就任するまでその職務を行う。

第四章 総会

(種別)

第9条 総会は、通常総会と臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第10条 総会は、本会構成員である団体の代表者及び部会員をもって構成し(以下「総会構成員」という)、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(総会の権能)

第11条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画書及び予算案

(2) 事業報告及び決算

(3) まちづくり計画書の策定や見直し

(4) 規約の改正

(5) 総会で提案された事項

(6) その他、協議会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第12条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、または総会構成員の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があった場合に開催する。

3 総会は公開とし、本会構成員は傍聴できる。ただし、会長が認めた場合は本会構成員以外の者も傍聴できる。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

(総会の定足数)

第14条 総会は、総会構成員の過半数の出席をもって成立する。

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、その総会において出席した総会構成員の中から選出する。

(総会の議決)

第16条 会議の議事は、出席した総会構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記録する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 総会構成員の総数及び出席した総会構成員の数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要

第五章 委員会

(委員会の設置)

第18条 本会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するため、委員会を設置する。

(委員会の構成)

第19条 委員会は、別表第1の団体の代表者を委員として構成し、任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(委員会の権能)

第20条 委員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 部会の設置に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(委員会の招集)

第21条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、必要と認めるときは関係人に出席を求めることができる。

(委員会の議長)

第22条 委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(委員会の議決)

第23条 委員会の議事は、委員総数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(委員会の議事録)

第24条 委員会の議事については、次の事項を記録する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員総数及び出席委員数
- (3) 出席委員氏名
- (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要

第六章 部 会

(部会の設置)

第25条 茂木校区まちづくり計画に基づく事業を実施するため、必要な部会を設置する。

(部会の構成)

第26条 部会は、本会構成員のうち、団体から選出された者及び部会活動に参加を希望する者で構成する。

2 部会員の互選により部会長1名を選出し、必要があれば部会に必要な役職を選出することができる。

(部会の報告)

第27条 部会長は、委員会に対し、事業の執行状況を報告する。

(部会の招集)

第28条 部会は、部会長が招集する。

第七章 事務局

(事務局)

第29条 本会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局には、若干名の事務局員を置く。
- 4 事務局長及び事務局員は、委員会の同意を得て会長が任命する。
- 5 事務局員は、事務局長を補佐し、本会の運営に関する事務を行う。

第八章 会 計

(会計)

第30条 本会の会計は、交付金、負担金、その他の収入をもって充てる。

- 2 収入、支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

(事業計画及び予算)

第31条 本会の事業計画及び予算は会長が作成し、委員会に諮り、総会の議決を経て定める。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、新年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準とし、収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告書・収支決算書等に関する書類は、会長が作成し、委員会に諮り、監事の監査を受け、総会の承認を受ける。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(細則)

第34条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等について必要な事項は別に定める。

附 則 この規約は平成27年5月26日から施行する。

附 則 この規約は平成29年1月26日から施行する。

別表第1（第19条関係）

団体名
茂木校区連合自治会
茂木地区振興協議会
茂木中学校区青少年育成協議会
茂木地区子どもを守る会
茂木中学校PTA
茂木小学校PTA
茂木小学校区子どもを守るネットワーク
茂木地区民生委員児童委員協議会
茂木校区老人会
長崎市消防団茂木地区本部
茂木ペーロン保存会
茂木の環境を考える会アース
茂木愛創会
ちんじんよかBY茂木

横尾小学校区コミュニティ連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、横尾小学校区コミュニティ連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、地域住民や団体の参画と協同の推進を図りながら、まちづくり計画に基づいて、自主的、自立的に地域課題の解決に向けた活動を行うこと及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、まちづくり計画に基づいた次の事業を行う。

- (1) 横尾小学校区の課題解決に関する事業
- (2) 横尾小学校区の地域コミュニティの活性化に関する事業
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 協議会の構成員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 別表1に掲げる自治会等地域の各種団体（以下「協議会構成員」という。）
 - (2) 本会の趣旨に賛同し参加を希望する個人及び団体等
- 2 前項の規定にかかわらず、長崎市暴力団排除条例の趣旨を尊重し、暴力団、暴力団員、暴力団関係者企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力等に該当する団体またはそれに属する個人は、構成員となることができない。

(区域)

第5条 協議会の活動範囲は、横尾小学校区とする。ただし、寺川内自治会の範囲を除き、滑石北自治会の範囲を加える。

(事務所及び事務局)

第6条 協議会の事務所は、横尾地区ふれあいセンター（横尾2丁目15番10号）内に置く。

2 協議会の事務局を事務所内に置き、事務局長は会長が委嘱し、協議会の事務を処理する。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 委員 11名
- (6) 監事 2名
- (7) 顧問 2名
- (8) 部長 各部1名

2 前項(1)～(6)に掲げる役員は、別表2に掲げる横尾小学校区の各種団体の代表者の互選とし、顧問及び部長は会長が委嘱する。

3 選任された役員は、総会において承認するものとする。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 会計は、協議会の会計事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 4 事務局長は、協議会の運営に関し、会長及び副会長を補佐する。
- 5 監事は、協議会の会計監査を行い、これを総会に報告する。
- 6 顧問は、会長の求めに応じ指導助言及び協力を行う。
- 7 部長は、各部の運営にあたる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期が満了した後において、後任者が就任するまでその職務を行う。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会および役員会とし、会長が招集し、議長はその総会において、出席した会員の中から選出する。

- 2 会議は、過半数の出席により成立する。
- 3 議事は、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、規約の改廃に関する事項は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(会議議事録)

第11条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(会議及び議事録の公開)

第12条 第5条に掲げる区域の住民は、会議を傍聴することができる。

- 2 第5条に掲げる区域の住民が、会議の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

(総会)

第13条 総会は、別表1に定める代表者をもって構成する決議機関で、毎年1回開催する定期総会のほか、会長が必要と認めた場合又は協議会構成員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会開催する。

- 2 総会は、次の事項を評議決定する。
 - (1) まちづくり計画に関すること。
 - (2) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (3) 予算の決定および決算の承認に関すること。
 - (4) 役員を選任に関すること。
 - (5) 規約の制定及び改廃に関すること。

(6) その他、協議会の運営に関すること。

(役員会)

第14条 役員会は、第7条に掲げる役員をもって組織し、必要に応じて開催し、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部)

第15条 協議会には、まちづくり計画を実行していくために必要な部を置くことができる。

2 部員は、別表1に掲げる構成団体から選任されたもので構成する。

3 部に部長および副部長を置き、副部長については部長が指名する。

4 部は部長が招集する。

5 部はまちづくり計画に基づく事業を計画し、実施する。

(事業計画および予算)

第16条 協議会の事業計画および予算は、役員会で承認し総会の議決を経なければならない。

(事業報告、決算および監査)

第17条 協議会の事業報告書、収支決算書等の決算に関する書類は、会計年度終了後、速やかに作成し、監事の監査を受け、役員会の承認を経た後、総会の議決を経なければならない。

(経費)

第18条 協議会の経費は、交付金、負担金、寄付金及びその他の収入を持って充てる。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備及び公開)

第20条 協議会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 第5条に掲げる区域の住民が事項の帳簿の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

1. 規約は、平成30年3月31日から施行する。

別表 1

横尾連合自治会	横尾地区民生委員・児童委員協議会
横尾地区ふれあいセンター運営委員会	横尾地区保護司会
社会福祉協議会横尾支部	横尾地区高齢者見守りネットワーク
横尾東部自治会	横尾だんじり保存会
横尾西部自治会	北寿会
横尾南部自治会	東寿会
横尾北部自治会	弥生会
横尾県営住宅自治会	なづみ会
横尾さつき自治会	横尾グラウンドゴルフ会
横尾なづみ自治会	さわやかグラウンドゴルフ会
横尾山の木自治会	横尾ゲートボール会
横尾やまびこ自治会	滑石センター保育園
滑石北自治会	みやま幼稚園
滑石公務員アパート第二自治会	横尾あじさいクラブ
横尾中学校区青少年育成協議会	滑石郵便局
横尾小学校区子どもを守る連合会	横尾郵便局
横尾小学校区子どもを守るネットワーク	長崎外国語大学
横尾小学校	平成会
横尾中学校	恵愛会山の木
横尾小学校 PTA	滑石・横尾地域包括支援センター
横尾中学校 PTA	

別表 2

横尾連合自治会	横尾地区民生委員・児童委員協議会
横尾地区ふれあいセンター運営委員会	横尾地区保護司会
社会福祉協議会横尾支部	横尾だんじり保存会
横尾中学校区青少年育成協議会	横尾老人クラブ
横尾小学校区子どもを守る連合会	滑石センター保育園
横尾小学校	みやま幼稚園
横尾中学校	横尾郵便局
横尾小学校 PTA	滑石郵便局
横尾中学校 PTA	